

平成 28 年度 法人税関係法令の改正の概要

国 税 庁

社会保障・税番号制度の導入について

社会保障・税番号制度の導入により、税務署へ提出いただく申告書等にも番号の記載が必要となりますが、法人税及び地方法人税の申告書については、平成 28 年 1 月以降に開始する事業年度等に係る申告書から、法人番号を記載していただくこととなります。

社会保障・税番号制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉について」をご覧ください。

なお、「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉について」のページは、国税庁ホームページのトップページにある「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉」の入口から簡単にアクセスすることができます。

略

語

改正法	所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）
27改正法	所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）
改正法令	法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第146号）
改正法規	法人税法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年財務省令第16号）
27改正法規	法人税法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年財務省令第23号）
改正措令	租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第159号）
改正措規	租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年財務省令第22号）
改正震災特例法令	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第164号）
改正震災特例法規	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成28年財務省令第25号）
法	改正法による改正後の法人税法
法令	改正法令による改正後の法人税法施行令
法規	改正法規による改正後の法人税法施行規則
地方法	改正法による改正後の地方法人税法
措法	改正法による改正後の租税特別措置法
措令	改正措令による改正後の租税特別措置法施行令
措規	改正措規による改正後の租税特別措置法施行規則
通則法	改正法による改正後の国税通則法
震災特例法	改正法による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
震災特例法令	改正震災特例法令による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令
震災特例法規	改正震災特例法規による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則
外国居住者等所得相互免除法	改正法による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律
旧法	改正法による改正前の法人税法
旧法令	改正法令による改正前の法人税法施行令
旧措法	改正法による改正前の租税特別措置法
旧措令	改正措令による改正前の租税特別措置法施行令
旧措規	改正措規による改正前の租税特別措置法施行規則
旧震災特例法令	改正震災特例法令による改正前の震災特例法令
旧27改正法	改正法による改正前の27改正法
旧27改正法規	改正法規による改正前の27改正法規
改正地域再生法	地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）
地域再生法	改正地域再生法による改正後の地域再生法
改正都市再生特別措置法	都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第 号）
都市再生特別措置法	改正都市再生特別措置法による改正後の都市再生特別措置法
改正国家戦略特別区域法	国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成28年法律第 号）
国家戦略特別区域法	改正国家戦略特別区域法による改正後の国家戦略特別区域法

（注）このパンフレットは、平成28年4月28日現在の法令に基づいて作成しています。

第1編 法人税法等に関する改正	
I 法人税の税率に関する改正	1
II 欠損金の繰越控除制度等の見直し	3
III 減価償却に関する改正	6
1 減価償却資産の償却の方法の見直し	6
2 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度の整備	8
3 その他	9
IV 税額の計算に関する改正	13
1 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除制度の創設	13
2 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度の整備	14
3 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度の整備	17
4 その他	19
V 引当金・準備金制度に関する改正	22
VI 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する改正	24
VII 国際課税に関する改正	25
VIII その他の改正	28
1 役員給与の損金不算入制度の整備	28
2 譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例制度の創設	29
3 その他	31
第2編 震災特例法に関する改正	36

[このパンフレットの構成について]

- このパンフレットでは、平成28年度税制改正のうち法人税関係法令の概要について、平成28年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」の内容を中心に説明しています。
- このうち「第1編 法人税法等に関する改正」では、法人税法や租税特別措置法など震災特例法以外の改正事項について、法人税を計算する際の項目ごとに分類し、主要な改正項目とそれ以外の改正項目とに区分して説明しています。
「第2編 震災特例法に関する改正」では、震災特例法に関する改正事項について説明しています。
- それぞれの主要な改正項目の説明に当たっては、措置された制度の概要について極力イメージ図や算式等を交えています。また、【適用時期】において、措置の適用関係について説明しています。
- 主要な改正項目以外の改正項目については、表形式により改正のポイントを説明しています。

第1編 法人税法等に関する改正

I 法人税の税率に関する改正

〔改正の内容〕

普通法人、一般社団法人等(注1)又は人格のない社団等に対する法人税の税率が23.9%から23.2%(平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度については23.4%)に引き下げられました(法66、81の12、143、改正法附則26、27、29)。

改正前後の税率及びその適用関係は次表のとおりです(法66、81の12、143、措法42の3の2、67の2、68、68の8、68の100、68の108、改正法附則21、26、27、29)。

区 分 適 用 関 係		改正前	改正後	
		平27.4.1以後 開始事業年度	平28.4.1以後 開始事業年度	平30.4.1以後 開始事業年度
中小法人(注2)、 一般社団法人等、 公益法人等とみな されているもの(注3) 又は人格のない社 団等	年800万円以下の部分	15%	19%(15%)	19%
	年800万円超の部分	23.9%	23.4%	23.2%
中小法人以外の普通法人		23.9%	23.4%	23.2%
公益法人等(注4)	年800万円以下の部分	15%	19%(15%)	19%
	年800万円超の部分	19%	19%	
協同組合等(注5) 又は特定の医療 法人(注6)	年800万円以下の部分	15% * 16%	19%(15%) * 20%(16%)	19% * 20%
	年800万円超の部分	19% * 20%	19% * 20%	
	特定の協同組合等(注7)の 年10億円超の部分	22%	22%	22%

※ 表中の括弧書の税率は、平成29年3月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。
また、表中の*の税率は、協同組合等又は特定の医療法人である連結親法人について適用されます。

(注1) 一般社団法人等とは、法別表第二に掲げる非営利型法人である一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人をいいます。

(注2) 中小法人とは、普通法人のうち各事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないものをいいます。ただし、各事業年度終了の時において次の法人に該当するものについては中小法人から除かれます。

イ 保険業法に規定する相互会社(同法第2条第10項に規定する外国相互会社を含み、ロ(ロ)において「相互会社等」といいます。)

ロ 大法人(次に掲げる法人をいい、以下ハまでにおいて同じです。)との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

(イ) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

(ロ) 相互会社等

(ハ) 法第4条の7に規定する受託法人(ヘにおいて「受託法人」といいます。)

ハ 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなる時のその普通法人

ニ 投資法人

ホ 特定目的会社

ヘ 受託法人

(注3) 公益法人等とみなされているものとは、認可地縁団体、管理組合法人及び団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人並びにマンション建替組合及びマンション敷地売却組合をいいます。

(注4) 公益法人等とは、法別表第二に掲げる法人（一般社団法人等を除きます。）をいい、公益法人等とみなされているものは含みません。

(注5) 協同組合等とは、法別表第三に掲げる法人をいいます。

(注6) 特定の医療法人とは、措法第67条の2第1項に規定する承認を受けた医療法人をいいます。

(注7) 特定の協同組合等とは、その事業年度における物品供給事業のうち店舗において行われるものに係る収入金額が1,000億円にその事業年度の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額以上であるなど、一定の要件を満たす協同組合等をいいます。

〔適用時期〕

平成28年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます(改正法附則21、26、27、29)。

Ⅱ 欠損金の繰越控除制度等の見直し

〔制度の概要〕

1 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度

法人の各事業年度開始の前日9年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額（この制度によりその各事業年度前の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び法第80条《欠損金の繰戻しによる還付》の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となったものを除きます。）がある場合には、その欠損金額に相当する金額を、その各事業年度の控除前所得の金額（注1）の50%（平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する各事業年度については65%）相当額を限度として、損金の額に算入することとされています（法57①、旧27改正法附則27②）。ただし、中小法人等（注2）の各事業年度や一定の事実が生じた法人等の一定の事業年度については、各事業年度の控除前所得の金額（注1）が限度となります（法57⑩）。

なお、この制度の適用に当たっては、欠損金額の生じた事業年度について青色申告書である確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合であって欠損金額の生じた事業年度に係る帳簿書類を9年間保存していることが必要です（法57⑩、法規26の3①）。

（注1） 控除前所得の金額とは、欠損金等を控除する前の所得金額として所要の調整を行ったものをいいます。以下同じです。

（注2） 中小法人等とは、各事業年度終了の時において次の法人に該当するものをいいます。以下同じです（法57⑩一、法令188①十六）。

イ 普通法人（投資法人、特定目的会社及び法第4条の7に規定する受託法人を除きます。）のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの（1ページI（注2）ロ又はハの法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社（同法第2条第10項に規定する外国相互会社を含みます。）を除きます。）

ロ 公益法人等又は協同組合等

ハ 人格のない社団等

2 災害による損失金の繰越控除制度

法人の各事業年度開始の前日9年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額（上記1又は法第80条《欠損金の繰戻しによる還付》の規定の適用があるものを除きます。）のうち、棚卸資産、固定資産又は一定の繰延資産について震災、風水害、火災等の災害により生じた損失に係るもので一定の欠損金額があるときは、その一定の欠損金額に相当する金額を、その各事業年度の控除前所得の金額の50%（平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する各事業年度については65%）相当額を限度として、損金の額に算入することとされています（法58①、旧27改正法附則27②）。ただし、中小法人等の各事業年度や一定の事実が生じた法人等の一定の事業年度については、各事業年度の控除前所得の金額が限度となります（法58⑥）。

なお、この制度の適用に当たっては、その一定の欠損金額の生じた事業年度の確定申告書、修正申告書又は更正請求書にその損失の額の計算に関する明細を記載した書類を添付し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合であってその一定の欠損金額の生じた事業年度に係る帳簿書類を9年間保存していることが必要です（法58⑤、法規26の5①）。

3 欠損金額に係る更正の請求期間

法人税申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又はその計算に誤りがあったことにより、その申告書に記載した欠損金額が過少であるとき、又はその申告書に欠損金額の記載がなかったときには、その申告書に係る法人税の法定申告期限から9年以内に限り、税務署長に対し、更正の請求をすることができることとされています（通則法23①二）。

4 欠損金額に係る更正の期間制限

法人税に係る欠損金額でその事業年度において生じたものを増加させ、若しくは減少させる更正又はその金額があるものとする更正は、その更正に係る法人税の法定申告期限から9年を経過する日まで、することができることとされています（通則法70②）。

5 青色申告書を提出した事業年度の欠損金等の繰越期間等の延長

平成29年4月1日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額について、上記1及び2の制度における欠損金額の繰越期間を9年から10年に延長することとされています（旧27改正法附則27①）。

また、これに伴い、上記1及び2の制度による欠損金額が生じた事業年度に係る帳簿書類の保存期間並びに上記3及び4の期間についても、9年から10年に延長することとされています（旧27改正法附則53①③、旧27改正法規附則2①）。

〔改正の内容〕

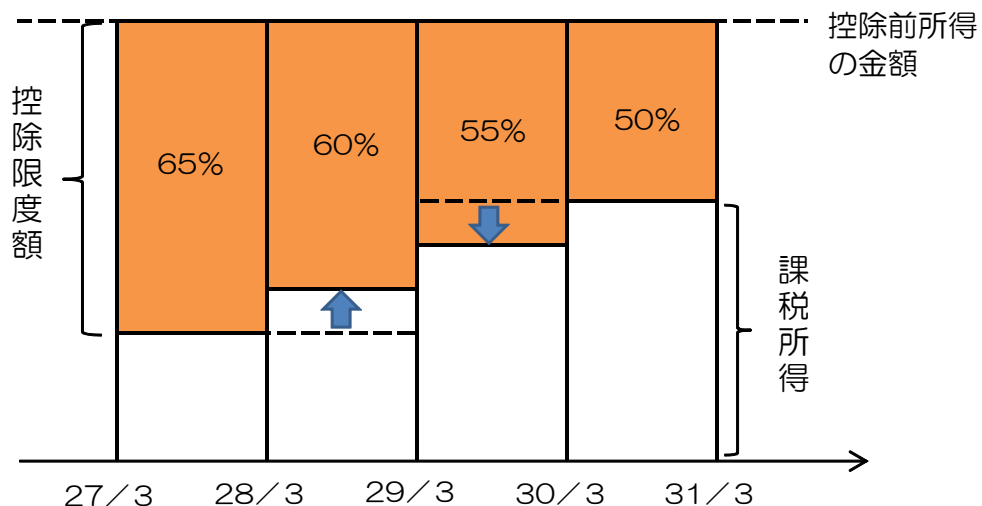
1 青色申告書を提出した事業年度の欠損金等の控除限度額の見直し

中小法人等以外の法人の各事業年度（一定の事実が生じた法人等の一定の事業年度を除きます。）の欠損金及び災害による損失金の繰越控除制度における控除前所得の金額に対する控除限度割合の段階的な引下げ措置について、次表のとおり改正されました（法57①、58①、27改正法附則27②）。

改正前		改正後	
事業年度開始日	控除限度割合	事業年度開始日	控除限度割合
平成27年4月1日～ 平成29年3月31日	65%	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	65%
		平成28年4月1日～ 平成29年3月31日	60%
平成29年4月1日～	50%	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	55%
		平成30年4月1日～	50%

《イメージ図》

（3月決算法人の例）



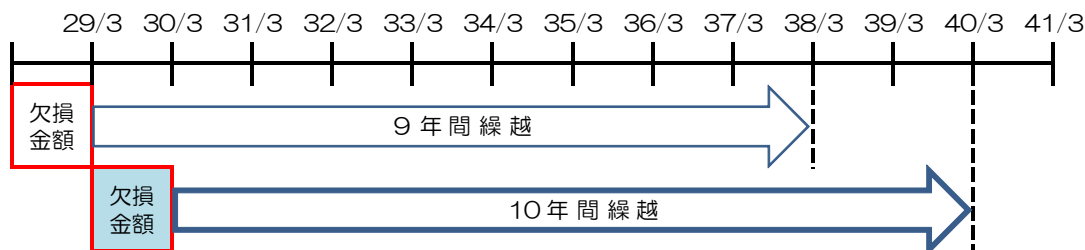
2 青色申告書を提出した事業年度の欠損金等の繰越期間等の延長時期の見直し

〔制度の概要〕の5における欠損金額の繰越期間を9年から10年に延長する措置について、平成30年4月1日以後に開始する事業年度（改正前：平成29年4月1日以後に開始する事業年度）において生ずる欠損金額から適用することとされました（法57①、58①、27改正法附則27①）。

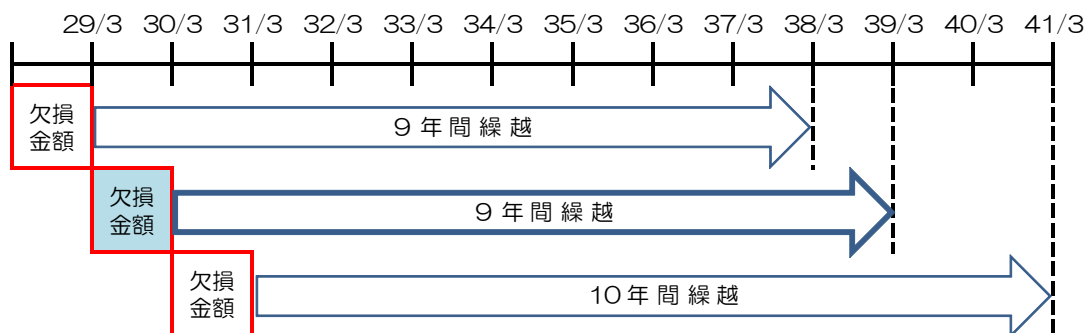
《イメージ図》

（3月決算法人の例）

【改正前】



【改正後】



これに伴い、次の措置についても平成30年4月1日以後に開始する事業年度（改正前：平成29年4月1日以後に開始する事業年度）において生ずる欠損金額から適用することとされました。

(1) 帳簿書類の保存期間の延長

〔制度の概要〕の5における欠損金額が生じた事業年度に係る帳簿書類の保存期間を9年から10年に延長する措置（法57⑩、58⑤、法規26の3①、26の5①、27改正法規附則2①）

(2) 欠損金額に係る更正の請求期間の延長

〔制度の概要〕の5における欠損金額に係る更正の請求期間を9年から10年に延長する措置（通則法23①、27改正法附則53①）

(3) 欠損金額に係る更正の期間制限の延長

〔制度の概要〕の5における欠損金額に係る更正の期間制限を9年から10年に延長する措置（通則法70②、27改正法附則53③）

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（法81の9、27改正法附則30）。

III 減価償却に関する改正

1 減価償却資産の償却の方法の見直し

〔制度の概要〕

(1) 減価償却資産の償却の方法

平成 19 年 4 月 1 日以後に取得をされた減価償却資産（リース資産にあつては、平成 20 年 4 月 1 日以後に締結された所有権移転外リース取引の契約に係るもの）の償却限度額の計算上選定をすることができる償却の方法は、次表の資産の区分に応じ、それぞれ次表のとおりとされています（旧法令 48 の 2①）。

資産の区分	選定をすることができる償却の方法
建物(注1)	定額法
建物附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具並びに器具及び備品(注1)	定額法又は定率法
鉱業用減価償却資産(注2)	定額法、定率法又は生産高比例法
無形固定資産(注2)及び生物	定額法
鉱業権	定額法又は生産高比例法
リース資産	リース期間定額法

(注1) 建物、建物附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具並びに器具及び備品からは、鉱業用減価償却資産(注2)及びリース資産を除きます。

(注2) 鉱業用減価償却資産及び無形固定資産からは、鉱業権及びリース資産を除きます。以下同じです。

(2) 減価償却資産の特別な償却の方法

法人は、その有する減価償却資産（リース資産等を除きます。）の償却限度額をその資産の区分に応じて定められている償却の方法に代えその償却の方法以外の償却の方法により計算することについて納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、その資産のその承認を受けた日の属する事業年度以後の各事業年度の償却限度額の計算については、その承認を受けた償却の方法を選定することができることとされています（旧法令 48 の 4①）。

(3) 減価償却資産の償却の方法の選定

平成 19 年 3 月 31 日以前に取得をされた減価償却資産（以下「旧償却方法適用資産」といいます。）につき既にそのよるべき償却の方法として旧定額法、旧定率法又は旧生産高比例法を選定している場合において、同年 4 月 1 日以後に取得をされた減価償却資産（以下「新償却方法適用資産」といいます。）で、同年 3 月 31 日以前に取得をされるとしたならばその旧償却方法適用資産と同一の区分（設備の種類その他一定の区分をいいます。）に属するものにつき「減価償却資産の償却方法の届出」をしていないときは、その新償却方法適用資産については、その旧償却方法適用資産につき選定した次の償却の方法の区分に応じた償却の方法を選定したものとみなされます（旧法令 51③）。

① 旧定額法 定額法

② 旧定率法 定率法

③ 旧生産高比例法 生産高比例法

(4) 減価償却資産の法定償却方法

平成 19 年 4 月 1 日以後に取得をされた建物附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具並びに器具及び備品(注)については、定率法が法定償却方法とされています（旧法令 53 二イ）。

(注) 上記(1) (注1) と同じです。

(5) 資本的支出の取得価額の特例

イ 定率法を採用している既存の減価償却資産に資本的支出を行った場合

法人の事業年度の前事業年度に資本的支出がある場合において、その資本的支出の対象となった減価償却資産（以下「旧減価償却資産」といいます。）及びその資本的支出により新たに取得したものとされた減価償却資産（以下「追加償却資産」といいます。）についてそのよるべき償却の方法として定率法を採用しているときは、その事業年度開始の時において、その時における旧減価償却資産の帳簿価額と追加償却資産の帳簿価額との合計額を取得価額とする一の減価償却資産を、新たに取得したものとすることができます（旧法令 55④）。

ロ 同一事業年度内に複数回の資本的支出を行った場合

法人の事業年度の前事業年度に資本的支出がある場合において、その追加償却資産について、そのよるべき償却の方法として定率法を採用し、かつ、上記(5)イの適用を受けないときは、その事業年度開始の時において、その適用を受けない追加償却資産のうち種類及び耐用年数を同じくするもののその開始の時における帳簿価額の合計額を取得価額とする一の減価償却資産を、新たに取得したものとすることができます（旧法令 55⑤）。

〔改正の内容〕

平成 28 年 4 月 1 日以後に取得をされた建物附属設備及び構築物(注)並びに鉱業用減価償却資産のうち建物、建物附属設備及び構築物の償却の方法について、定率法が廃止されました（法令 48 の 2 ①一三）。

改正前後の選定をすることができる償却の方法及びその適用関係は、次表のとおりです。

資 産 の 区 分		選定をすることができる償却の方法	
		改 正 前	改 正 後
建物(注)		定額法	定額法
建物附属設備及び構築物(注)		定額法又は定率法	定額法
機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具並びに器具及び備品(注)		定額法又は定率法	定額法又は定率法
鉱業用減価償却資産	建物、建物附属設備及び構築物	定額法、定率法又は生産高比例法	定額法又は生産高比例法
	上記以外	定額法、定率法又は生産高比例法	定額法、定率法又は生産高比例法
無形固定資産及び生物		定額法	定額法
鉱業権		定額法又は生産高比例法	定額法又は生産高比例法
リース資産		リース期間定額法	リース期間定額法

(注) 【制度の概要】の(1) (注1) と同じです。

これに伴い、次の措置が講じられています。

(1) 減価償却資産の特別な償却の方法

【制度の概要】の(2)の特別な償却の方法を選定することができる減価償却資産から、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得をされた建物附属設備及び構築物(注)が除かれました。また、鉱業用減価償却資産のうち同日以後に取得をされた建物、建物附属設備及び構築物については、定率法その他これに準ずる方法以外の償却の方法の中から特別な償却の方法を選定することとされました（法令 48 の 4 ①）。

(注) 【制度の概要】の(1) (注1) と同じです。

(2) 減価償却資産の償却の方法の選定

平成 28 年 4 月 1 日以後に取得をされた鉱業用減価償却資産のうち建物、建物附属設備及び構築物については、新たな減価償却資産の区分として、確定申告書等の提出期限までに「減価償却資産の償却方法の届出」を納税地の所轄税務署長に届け出ることとされました（法令 51①②）。

なお、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得をされたこれらの減価償却資産については、〔制度の概要〕の(3)により選定したものとみなされる償却の方法から定率法が除かれました（法令 51③）。

また、平成 28 年 3 月 31 日以前に取得をされたこれらの減価償却資産（以下「旧選定対象資産」といいます。）につき既によるべき償却の方法として定額法を選定している場合において、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得をされたこれらの減価償却資産（以下「新選定対象資産」といいます。）で、平成 28 年 3 月 31 日以前に取得をされるとしたならばその旧選定対象資産と同一の区分に属するものにつき「減価償却資産の償却方法の届出」をしていないときは、その新選定対象資産については、定額法を選定したものとみなすこととされました（法令 51④）。

(3) 減価償却資産の法定償却方法

〔制度の概要〕の(4)の定率法が法定償却方法とされる減価償却資産から、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得をされた建物附属設備及び構築物(注)が除かれました（法令 53 二）。

(注) 〔制度の概要〕の(1)（注 1）と同じです。

(4) 資本的支出の取得価額の特例

平成 28 年 3 月 31 日の属する事業年度の同日以前の期間内に資本的支出がある場合において、〔制度の概要〕の(5)によりその事業年度の翌事業年度開始の時において新たに取得したものとされる減価償却資産（建物附属設備及び構築物(注)並びに鉱業用減価償却資産のうち建物、建物附属設備及び構築物に係る部分に限ります。）については、同日以前に取得をされた資産に該当するものとして定率法により償却することとされました（改正法令附則 6 ③）。

(注) 〔制度の概要〕の(1)（注 1）と同じです。

(5) 償却の方法の変更手続

平成 28 年 4 月 1 日以後最初に終了する事業年度において、建物、建物附属設備及び構築物につき選定した償却の方法を変更しようとする場合において、その事業年度の確定申告書の提出期限までに、新たな償却の方法、変更しようとする理由など一定の事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときは、その届出書の提出をもって償却の方法の変更の承認があったものとみなすこととされました（改正法令附則 6 ②、11）。

〔適用時期〕

平成 28 年 4 月 1 日以後に取得をされた減価償却資産に係る〔改正の内容〕は、同日以後に終了する事業年度の償却限度額の計算について適用され、同日前に終了した事業年度の償却限度額の計算については、従来どおり適用されます（改正法令附則 6 ①）。

2 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度の整備

〔制度の概要〕

中小企業者等(注1)が、平成 18 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、その中小企業者等の事業の用に供した少額減価償却資産(注2)を有する場合において、その少額減価償却資産の取得価額に相当する金額につきその中小企業者等の事業の用に供し

た日を含む事業年度において損金経理をしたときは、その損金経理をした金額を損金の額に算入することとされています。この場合において、その中小企業者等のその事業年度における少額減価償却資産(注2)の取得価額の合計額が300万円を超えるときは、その取得価額の合計額のうち300万円に達するまでの少額減価償却資産(注2)の取得価額の合計額が限度とされています(旧措法67の5①)。

(注1) 中小企業者等とは、中小企業者(次のイ及びロの法人をいいます。)又は農業協同組合等で、青色申告書を提出する法人をいいます(措法42の4②⑥四五、措令27の4⑤)。以下同じです。

イ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人

(イ) その発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人(*)の所有に属している法人

(ロ) (イ)に掲げるもののほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人(*)の所有に属している法人

(*) 大規模法人とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

(注2) 少額減価償却資産とは、取得価額が30万円未満である減価償却資産で一定のものをいいます(旧措法67の5①、旧措令39の28)。以下同じです。

〔改正の内容〕

(1) 対象法人の改正

対象となる中小企業者等について、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人に限定されました(措令39の28①)。

(2) 適用期限の延長

適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました(措法67の5①)。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています(措法68の102の2①)。

〔適用時期〕

平成28年4月1日以後に取得又は製作若しくは建設をする少額減価償却資産について適用され、同日前に取得又は製作若しくは建設をした少額減価償却資産については、従来どおり適用されます(改正法附則101、124)。

3 その他

○ その他、減価償却制度について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) エネルギー環境負荷低減推進設備等を取付した場合の特別償却(旧措法42の5⑥、68の10⑥、改正法附則86①、107①)	○ 風力発電設備について、即時償却の措置が廃止されました。	平28.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。
(措法42の5①、68の10①、措令27の5①、旧措規20の2、22の24、改正法附則86、107、平23財)	○ 対象資産について、太陽光発電設備を電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の認定発電設備以外のものとする等の見直しが行われました。	平28.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについて

改正事項	改正の内容	適用時期等									
務省告示第219号、平28財務省告示第103号) (措法42の5①、68の10①)	○ 適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました。	は、従来どおり適用されます。 —									
(2) 国家戦略特別区域において機械等を取 得した場合の特別償却等 (旧措法42の10①一イ、68の14①、旧措令27の10③、旧措規20の5④、改正法附則88①、109①) (措法42の10①、68の14①)	○ 特定中核事業の用に供される一定の機械装置及び開発研究用器具備品について、即時償却の措置が廃止されました。 ○ 適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました。	平28.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されま す。 —									
(3) 国際戦略総合特別区 域において機械等を取 得した場合の特別償却 (措法42の11①、68の14の2①、改正法附則89①、110①) (措法42の11①、68の14の2①)	○ 特別償却率が次のとおり引き下げられました。 <table border="1" data-bbox="491 869 1155 1039"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び開発研究用器具備品</td> <td>50%</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>建物等及び構築物</td> <td>25%</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table> ○ 適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました。	区 分	改正前	改正後	機械装置及び開発研究用器具備品	50%	40%	建物等及び構築物	25%	20%	平28.4.1以後に取得等をする特定機械装置等について適用され、同日前に取得等をした特定機械装置等については、従来どおり適用されま す。 —
区 分	改正前	改正後									
機械装置及び開発研究用器具備品	50%	40%									
建物等及び構築物	25%	20%									
(4) 特定中小企業者等が 経営改善設備を取 得した場合の特別償却 (措令27の12の3①六、旧措令27の12の3①六九)	○ 認定経営革新等支援機関に準ずるものについて、都道府県農業会議を除外し、農業協同組合中央会を存続中央会とする規定の整備が行われました。	—									
(5) 生産性向上設備等を取 得した場合の特別償 却 (旧措法42の12の5、68の15の6、旧措令27の12の5、39の47、旧措規20の10、改正法附則91、114)	○ 本制度は適用期限をもって廃止されました。なお、適用期限は次のとおりです。 イ 即時償却の措置 平成28年3月31日 ロ イ以外の措置 平成29年3月31日	平28.4.1前に取得等をした特定生産性向上設備等については、従来どおり適用されま す。 平29.4.1前に取得等をした特定生産性向上設備等については、従来どおり適用されま す。									
(6) 特定設備等の特別償 却 (昭48大蔵省告示第69号、平28財務省告示第104号)	○ 公害防止用設備に係る措置について、次のとおり見直しが行われました。 イ 対象設備からフッ素系溶剤に係る活性炭吸着式回収装置を含むドライクリーニング機が除外されました。	平28.4.1から適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されま す。									

改正事項	改正の内容	適用時期等
(昭48大蔵省告示第69号、平28財務省告示第104号)	ロ 適用期限が平成29年3月31日まで1年延長されました。	—
(7) 特定農産加工品生産設備の特別償却 (旧措法44の4、68の25、旧措令28の7、39の54、旧措規20の14、22の33、改正法附則92①、115①)	○ 本制度は廃止されました。	平28.4.1前に取得等をした特定農産加工品生産設備については、従来どおり適用されます。
(8) 特定地域における電気通信設備の特別償却 (措法44の5①、68の26①、措令28の8、39の55、改正法附則1十六、92②、115②)	○ 特定信頼性向上設備に係る措置について、次のとおり見直しが行われました。 イ 特定通信・放送開発事業実施円滑法の地域特定電気通信設備供用事業に関する実施計画に係る措置とされました。	国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑法の一部を改正する等の法律（平成28年法律第32号）の施行の日（平28.5.31までの間において政令で定める日）以後に取得等をする特定電気通信設備について適用され、同日前に取得等をした特定信頼性向上設備については、従来どおり適用されます。
(措法44の5①、68の26①)	ロ 適用期限が平成30年3月31日まで1年10月延長されました。	—
(旧措法44の5②、68の26②、旧措規20の15③、22の34、改正法附則92③、115③)	○ 災害対策用基幹放送設備等に係る措置が廃止されました。	平28.4.1前に取得等をした災害対策用基幹放送設備等については、従来どおり適用されます。
(9) 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却 (措法46①、68の31①、措令29①、39の60①、改正法附則92④～⑥、115④～⑥、改正措令附則17①、30①)	○ 対象資産について、障害者が労働に従事する事業所にある一定のものに限定されました。	平28.4.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。なお、同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度における「障害者が労働に従事する事務所にある資産」に該当しないものについては本制度が適用され、その特別償却限度額は、その事業年度開始の日から平28.3.31までの期間

改正事項	改正の内容	適用時期等									
<p>(措法61の3④、64⑥、65の7⑦、67の4⑫、68の65④、68の70⑤、68の78⑦、68の102⑬、震災特例法19⑥、27⑥、改正法附則96、97①④、100、119、120①④、123、142②、148②)</p> <p>(措法46①、68の31①)</p>	<p>○ 圧縮記帳の特例と重複して適用できないこととされました。</p> <p>○ 適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>の月数で按分した額によることとされています。</p> <p>平28.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>									
<p>(10) サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却 (措法47①、68の34①、改正法附則92⑦⑧、115⑦⑧)</p> <p>(措法47①、68の34①)</p>	<p>○ 割増償却率が次のとおり引き下げられました。</p> <table border="1" data-bbox="491 723 1161 891"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐用年数が35年未満のもの</td> <td>14%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>耐用年数が35年以上のもの</td> <td>20%</td> <td>14%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 適用期限が平成29年3月31日まで1年延長されました。</p>	区 分	改正前	改正後	耐用年数が35年未満のもの	14%	10%	耐用年数が35年以上のもの	20%	14%	<p>平28.4.1以後に取得等をするサービス付き高齢者向け賃貸住宅について適用され、同日前に取得等をしたサービス付き高齢者向け賃貸住宅については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
区 分	改正前	改正後									
耐用年数が35年未満のもの	14%	10%									
耐用年数が35年以上のもの	20%	14%									
<p>(11) 倉庫用建物等の割増償却 (措法48①、68の36①、改正法附則1十五、92⑨⑩、115⑨⑩)</p> <p>(措令29の6②、39の65②、改正措令附則1六、17③、30③)</p> <p>(措法48①、68の36①)</p>	<p>○ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の改正に伴い、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 対象から、貸付けの用に供するものが除外されました。</p> <p>ロ 対象となる倉庫用建物等の要件の見直しが行われました。</p> <p>○ 適用期限が平成30年3月31日まで1年延長されました。</p>	<p>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律(平28.4.28現在審議中)の施行の日以後に取得等をするものについて適用され、同日前に改正前の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律による認定又は確認を受けた法人が平29.3.31以前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>同 上</p> <p>—</p>									

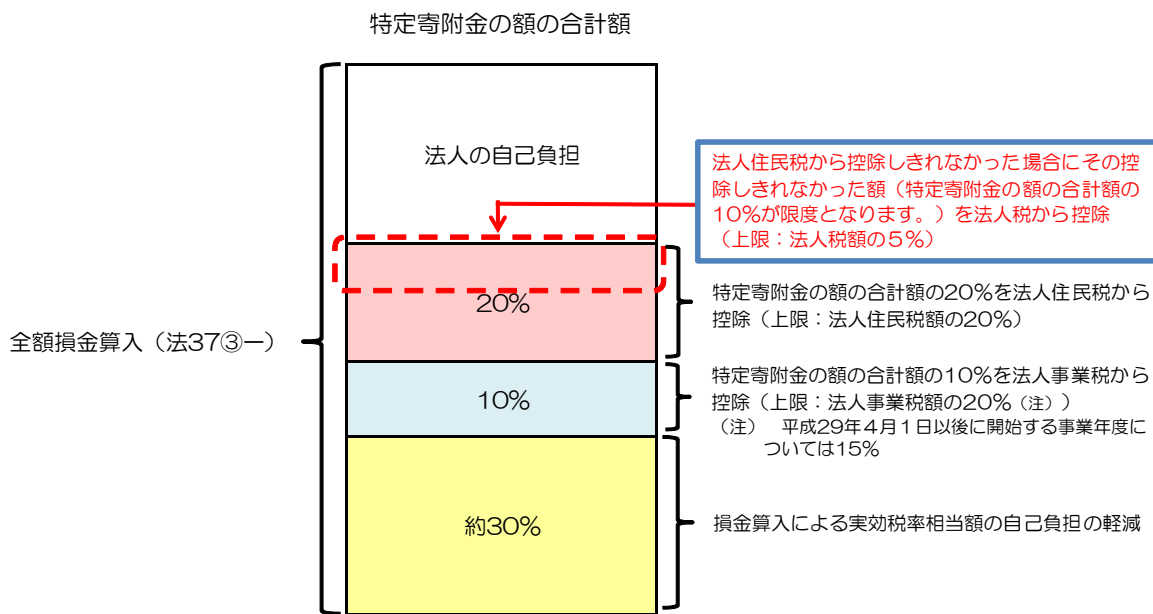
IV 税額の計算に関する改正

1 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除制度の創設

〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する法人が、改正地域再生法の施行の日（平成 28 年 4 月 20 日）から平成 32 年 3 月 31 日までの間に、地域再生法に規定する認定地方公共団体に対してその認定地方公共団体が行ったまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金（以下「特定寄附金」といいます。）を支出した場合には、その支出した日を含む事業年度の所得に対する調整前法人税額から、その事業年度において支出した特定寄附金の額の合計額の 20%相当額からその特定寄附金の支出について地方税法の規定により道府県民税及び市町村民税（都民税を含みます。）の額から控除される一定の金額を控除した金額（その金額がその事業年度において支出した特定寄附金の額の合計額の 10%相当額を超える場合には、その 10%相当額となります。）の法人税額の特別控除ができることとされました（措法 42 の 12 の 2①）。

《イメージ図》



(1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人です（措法 42 の 12 の 2①）。

(2) 適用対象寄附金（特定寄附金）

イ 支出時期

改正地域再生法の施行の日（平成 28 年 4 月 20 日）から平成 32 年 3 月 31 日まで（措法 42 の 12 の 2①）

ロ 支出先

地域再生法第 8 条第 1 項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」といいます。）（措法 42 の 12 の 2①）

ハ 寄附の内容

認定地方公共団体が行ったまち・ひと・しごと創生寄附活用事業(注)に関連する寄附金（その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除きます。）（措法 42 の 12 の 2 ①）

(注) その認定地方公共団体の作成した地域再生法第 8 条第 1 項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第 5 条第 4 項第 2 号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいいます。

(3) 税額控除限度額

本制度による税額控除限度額は、次の算式により計算した金額のうちいずれか少ない金額となりますが、税額控除限度額が控除の適用を受けようとする事業年度の所得に対する調整前法人税額の 5%相当額を超える場合は、その 5%相当額が限度とされます（措法 42 の 12 の 2 ①、措令 27 の 12 の 2 ①）。

(算 式)

- (1) 特定寄附金の額(注1)の合計額 × 20% - その特定寄附金の支出について法人住民税(注2)から控除される一定の金額
- (2) 特定寄附金の額(注1)の合計額 × 10%

(注 1) その事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限りです。

(注 2) 道府県民税及び市町村民税（都民税を含みます。）をいいます。

申告に当たっての注意点

本制度の適用を受けるためには、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付し、かつ、その明細書に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する一定の書類を保存する必要があります。この場合において、控除される金額は、その確定申告書等に添付された明細書に記載された特定寄附金の額を基礎として計算した金額に限られます（措法 42 の 12 の 2 ②）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 15 の 3）。

〔施行時期〕

改正地域再生法の施行の日（平成 28 年 4 月 20 日）から施行されます（改正法附則 1 十二）。

2 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度の整備

〔制度の概要〕

(1) 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度

青色申告書を提出する法人が、適用年度（平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度（設立事業年度等を除きます。）をいいます。以下同じです。）において、基準雇用者数(注1)が 5 人以上（中小企業者等(注2)である場合には、2 人以上）であることにつき所定の証明がされたなど一定の要件を満たす場合で、かつ、雇用保険法第 5 条第 1 項に規定する適用事

業を行っている場合には、次の算式により計算した金額の法人税額の特別控除ができることとされています。ただし、適用年度の所得に対する調整前法人税額の 10%（中小企業者等(注2)である場合には、20%）相当額が限度とされています（旧措法 42 の 12 の 2①）。

$$\text{税額控除限度額} = 40 \text{ 万円} \times \text{基準雇用者数(注1)}$$

(注1) 基準雇用者数とは、適用年度終了の日における雇用者の数からその適用年度開始の日の前日における雇用者（その適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者を除きます。）の数を減算した数をいいます（旧措法 42 の 12 の 2⑤四）。以下同じです。

なお、その適用年度において次の(2)の適用を受ける場合には、基準雇用者数から(2)の適用に係る地方事業所税額控除限度額の計算の基礎となった地方事業所基準雇用者数(注4)（注4）参照）を控除します。

(注2) 中小企業者等とは、9ページⅢ2【制度の概要】の(注1)と同じです。以下同じです。

(2) 拡充型計画又は移転型計画の認定を受けた法人に対する特例

青色申告書を提出する法人で拡充型計画(注1)又は移転型計画(注2)の認定を受けたもの（以下「認定事業者」といいます。）であるものが、適用年度において、基準雇用者数が5人以上（中小企業者等である場合には、2人以上）であることにつき所定の証明がされたなど一定の要件を満たす場合で、かつ、雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業を行っている場合には、次の算式により計算した金額の法人税額の特別控除ができることとされています。ただし、適用年度の所得に対する調整前法人税額の 30%相当額（上記(1)又は旧措法第42条の12《地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除》の制度による特別控除額がある場合には、これらの金額を控除した残額）が限度とされています（旧措法 42 の 12 の 2②）。

$$\text{地方事業所税額控除限度額} = 50 \text{ 万円(注3)} \times \text{地方事業所基準雇用者数(注4)}$$

(注1) 拡充型計画とは、地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業に関する地方活力向上地域特定業務施設整備計画をいいます（旧措法 42 の 12①）。以下同じです。

(注2) 移転型計画とは、地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業に関する地方活力向上地域特定業務施設整備計画をいいます（旧措法 42 の 12②一）。以下同じです。

(注3) 要件の一部を満たさない場合は 20 万円となります。

(注4) 地方事業所基準雇用者数とは、適用年度開始の日から起算して2年前の日からその適用年度終了の日までの間に拡充型計画又は移転型計画の認定を受けた法人が地方活力向上地域において整備した地域再生法第5条第4項第4号に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」といいます。）のみをその法人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として所定の証明がされた数をいいます（旧措法 42 の 12 の 2⑤五）。以下同じです。

(3) 移転型計画の認定を受けた法人に対する特例

青色申告書を提出する法人で認定事業者（移転型計画の認定を受けた法人に限ります。）であるもののうち上記(2)の適用を受ける又は受けたものが、その適用を受ける事業年度以後の各適用年度において、雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業を行っている場合には、次の算式により計算した金額の法人税額の特別控除ができることとされています。ただし、適用年度の所得に対する調整前法人税額の 30%相当額（上記(1)若しくは(2)又は旧措法第42条の12《地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除》の制度による特別控除額がある場合には、これらの金額を控除した残額）が限度とされています（旧措法 42 の 12 の 2③）。

$$\text{地方事業所特別税額控除限度額} = 30 \text{ 万円} \times \text{地方事業所特別基準雇用者数(注)}$$

(注) 地方事業所特別基準雇用者数とは、適用年度開始の日から起算して2年前の日からその適用年度終了の日までの間に移転型計画の認定を受けた法人のその適用年度及びその適用年度前の各事業年度のうち、その計画の認定を受けた日以後に終了する各事業年度のその法人が地方活力向上地域に移転して整備した特定業務施設のみをその法人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として所定の証明がされた数の合計数をいいます（旧措法 42 の 12 の 2⑤十）。以下同じです。

〔改正の内容〕

(1) 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度の見直し等

イ 税額控除限度額の計算の基礎となる雇用者数の見直し

〔制度の概要〕の(1)の税額控除限度額の計算について、特定地域基準雇用者数(注1)を基礎として計算することとされました。ただし、その特定地域基準雇用者数が適用年度の基準雇用者数(注2)を超える場合には、その基準雇用者数とされます(措法42の12①)。

(算式)

$$\text{税額控除限度額} = 40 \text{万円} \times \text{特定地域基準雇用者数(注1)}$$

(注1) 特定地域基準雇用者数とは、適用年度開始の日において地域雇用開発促進法に規定する同意雇用開発促進地域内に所在する事業所(*)においてその適用年度に新たに雇用された次の要件を満たす雇用者でその適用年度終了の日においてその事業所に勤務するものの数(その数とその事業所のみをその法人の事業所とみなした場合におけるその適用年度の基準雇用者数を超える場合には、その超える部分の数を控除します。)として所定の証明がされたものをいいます(措法42の12⑤五)。

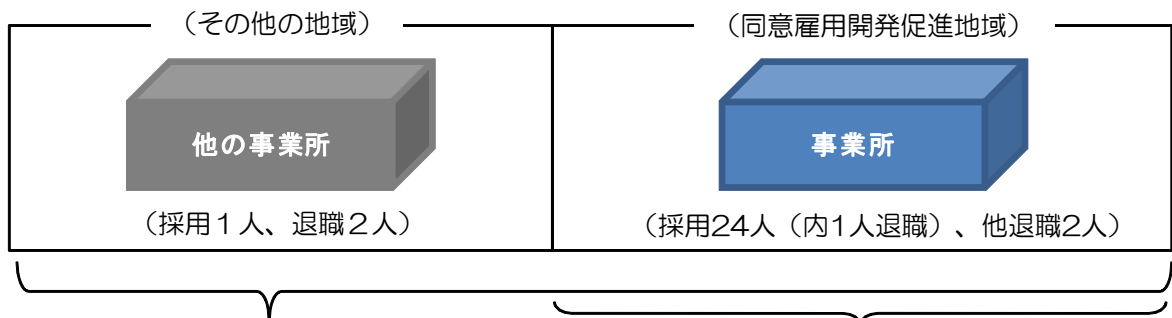
(イ) その法人との間で労働契約法第17条第1項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していること(無期雇用)

(ロ) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条に規定する短時間労働者でないこと(フルタイム)

(*) その適用年度において〔制度の概要〕の(2)の適用を受ける場合には、その適用に係る特定業務施設を除きます。

(注2) その適用年度において〔制度の概要〕の(2)の適用を受ける場合には、その適用に係る地方事業所税額控除限度額の計算の基礎となった地方事業所基準雇用者数を控除します。

《イメージ図》



法人の事業所全体の
①基準雇用者数(20人)

同意雇用開発促進地域内の事業所のみ
②新規雇用者の増加数(23人)
※ 上記(注1)イ及びロを満たす新規雇用者に限ります。
③基準雇用者数(21人)

- (1) 〔特定地域基準雇用者数〕 = 21人 (23人 - (23人 - 21人))
※ ②が③を超えるため、②から超える部分の数を控除する。
- (2) 〔基準雇用者数〕 = 20人
- (3) 〔税額控除限度額〕 = 40万円 × 20人
※ (1)が(2)を超えるため(2)により計算する。

ロ 適用期限の延長

〔制度の概要〕の(1)について、適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました(措法42の12①)。

ハ その他

合併、分割等があった場合の基準雇用者数等の調整計算について、所要の整備が行われました（措令 27 の 12⑨）。

(2) 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度との重複適用措置の整備

〔制度の概要〕の(1)から(3)までについて、措法第 42 条の 12 の 4 《雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除》の制度と重複して適用することができることとされました。詳細については、次の「3 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度の整備」の〔改正の内容〕をご参照ください。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 15 の 2）。

〔適用時期〕

平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます（改正法附則 85）。

3 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度の整備

〔制度の概要〕

青色申告書を提出する法人が、平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度（旧措法第 42 条の 12 の 2 《雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける事業年度、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。）において国内雇用者（注 1）に対して給与等を支給する場合において、雇用者給与等支給増加額（注 2）の基準雇用者給与等支給額（注 3）に対する割合が増加促進割合（注 4）以上であるなど一定の要件を満たすときには、次の算式により計算した金額の法人税額の特別控除ができることとされています。ただし、適用年度（本制度の適用を受けようとする事業年度をいいます。以下同じです。）の所得に対する調整前法人税額の 10%（中小企業者等（注 5）である場合には、20%）相当額が限度とされています（旧措法 42 の 12 の 4 ①）。

$$\text{税額控除限度額} = \text{雇用者給与等支給増加額（注 2）} \times 10\%$$

（注 1） 国内雇用者とは、法人の使用人（その法人の役員の特権関係者及び使用人兼務役員を除きます。）のうち国内の事業所に勤務する一定の雇用者をいいます（旧措法 42 の 12 の 4 ②一）。以下同じです。

（注 2） 雇用者給与等支給増加額とは、雇用者給与等支給額（注 6）から基準雇用者給与等支給額（注 3）を控除した金額をいいます（旧措法 42 の 12 の 4 ①）。以下同じです。

（注 3） 基準雇用者給与等支給額とは、基準事業年度（平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日の前日を含む事業年度をいいます。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます（旧措法 42 の 12 の 4 ②四）。

（注 4） 増加促進割合とは、次の適用年度の開始日の区分に応じそれぞれ次の割合をいいます（旧措法 42 の 12 の 4 ②五）。

適用年度の開始日	増加促進割合
～平 27. 3. 31	2%
平 27. 4. 1～平 28. 3. 31	3%
平 28. 4. 1～平 29. 3. 31	4%（3%）
上記以外	5%（3%）

※ 表中の括弧書の割合は、中小企業者等（注 5）である場合に適用されます。

(注5) 中小企業者等とは、9ページⅢ2〔制度の概要〕の(注1)と同じです。

(注6) 雇用者給与等支給額とは、適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額(その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額となります。)をいいます(旧措法42の12の4②三)。以下同じです。

〔改正の内容〕

○ 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度との重複適用措置の整備

措法第42条の12《特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》の制度と重複して適用することができることとされ、重複して適用する場合には、本制度における税額控除限度額の計算の基礎となる雇用者給与等支給増加額は、同条の制度における税額控除限度額の計算の基礎となる特定地域基準雇用者数、地方事業所基準雇用者数及び地方事業所特別基準雇用者数(注)の算定の基礎となった者に対する給与等の支給額として次の算式により計算した金額を控除した金額とされました(措法42の12の4①、措令27の12の4①)。

(注) 16ページⅣ2〔改正の内容〕の(1)イ(注1)並びに15ページⅣ2〔制度の概要〕の(2)(注4)及び(3)(注)と同じです。以下同じです。

(算式)

$$\begin{array}{l} \text{雇用者給与等支給増加額} \\ \text{から控除する金額} \end{array} = ((1) + (2)) \times 30\%$$

(1) : 適用年度に係る次の金額

$$\begin{array}{l} \text{雇用者1人当たりの} \\ \text{給与等支給額(注1)} \end{array} \times \left[\begin{array}{c} \text{特定地域基準雇用者数} \\ + \\ \text{地方事業所基準雇用者数} \end{array} \right]$$

(2) : 適用年度前各事業年度(注2)に係る次の金額の合計額(注3)

$$\begin{array}{l} \text{雇用者1人当たりの} \\ \text{給与等支給額(注4)} \end{array} \times \text{地方事業所基準雇用者数(注5)}$$

(注1) (1)における雇用者1人当たりの給与等支給額とは、適用年度の雇用者給与等支給額をその適用年度終了の日における雇用者の数で除して計算した金額をいいます(措令27の12の4①一)。

(注2) 適用年度前各事業年度とは、その適用年度開始の前日に開始した各事業年度をいいます。以下同じです。

(注3) 次の場合のいずれにも該当する場合に計算します(措令27の12の4①二)。

イ 適用年度において、移転型計画の認定を受けた法人に対する特例(15ページⅣ2〔制度の概要〕の(3)の特例です。以下同じです。)の適用を受ける場合

ロ 適用年度前各事業年度において拡充型計画又は移転型計画の認定を受けた法人に対する特例(15ページⅣ2〔制度の概要〕の(2)の特例です。以下同じです。)の適用を受けた場合

(注4) (2)における雇用者1人当たりの給与等支給額とは、適用年度開始の前日に開始した事業年度で拡充型計画又は移転型計画の認定を受けた法人に対する特例の適用を受けた事業年度の雇用者給与等支給額をその事業年度終了の日における雇用者の数で除して計算した金額をいいます(措令27の12の4①二)。

なお、その事業年度において本制度の適用を受けなかった場合には、適用年度に係る比較雇用者給与等支給額(*)を雇用者給与等支給額として計算することができます(措令27の12の4③)。

(*) 比較雇用者給与等支給額とは、適用年度開始の前日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます(措法42の12の4②六)。

(注5) 適用年度における移転型計画の認定を受けた法人に対する特例の適用に係るその移転型計画の特定業務施設(15ページⅣ2〔制度の概要〕の(2)(注4)の特定業務施設と同じです。以下同じです。)のみを特定業務施設とした場合における適用年度前各事業年度の地方事業所基準雇用者数を超える場合には、その超える部分の数を控除します(措令27の12の4②)。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 15 の 5）。

〔適用時期〕

平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます（改正法附則 85）。

4 その他

○ 税額の計算に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(1) エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の5①、68の10①、措令27の5①、旧措規20の2、22の24、改正法附則86、107、平23財務省告示第219号、平28財務省告示第103号）</p> <p>（措法42の5②、68の10②、改正法附則86①、107①）</p> <p>（措法42の5①、68の10①）</p>	<p>○ 対象資産について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却（9ページⅢ3(1)参照）と同様の改正が行われました。</p> <p>ロ 車両運搬具が除外されました。</p> <p>○ 適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>9ページⅢ3(1)の適用時期等と同じとなります。</p> <p>同上</p> <p>—</p>
<p>(2) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（旧措法42の10③④⑩、68の14③④⑪、旧措令39の44②、改正法附則85）</p> <p>（旧措法42の10⑤⑫、68の14⑤⑬、旧措令27の10④⑤、39の44④～⑥、改正法附則88②、109②）</p>	<p>○ 繰越税額控除制度が廃止されました。</p> <p>○ 連結納税の承認の職権取消しがあった場合の税額控除の取戻し課税制度が廃止されました。</p>	<p>平28.4.1前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。なお、同日前に開始した事業年度において控除しきれなかった金額については、同日以後に開始する事業年度において調整前法人税額から控除することができません。</p> <p>連結子法人が連結納税の承認を取り消された場合におけるその連結子法人の取消日前5年以内に開始した各連結事業年度のうち平28.4.1前に開始した連結</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等									
(措法42の10①、68の14①)	○ 適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました。	事業年度において税額控除された金額については、従来どおり適用されます。 —									
<p>(3) 国際戦略総合特別区域において機械等を取 得した場合の法人税額 の特別控除 (措法42の11 ②、68の14の2②、改正 法附則89①、110①)</p> <p>(旧措法42の11③④⑩、 68の15③④⑩、旧措令39 の45③、改正法附則85)</p> <p>(旧措法42の11⑤⑫、68 の15⑤⑫、旧措令27の11 ③④、39の45⑤～⑦、改 正法附則89②、110②)</p> <p>(措法42の11①、68の14 の2①)</p>	<p>○ 税額控除率が次のとおり引き下げられました。</p> <table border="1" data-bbox="491 555 1155 719"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び開発研究用器具備品</td> <td>15%</td> <td>12%</td> </tr> <tr> <td>建物等及び構築物</td> <td>8%</td> <td>6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 繰越税額控除制度が廃止されました。</p> <p>○ 連結納税の承認の職権取消しがあった場合の税額控除の取 戻し課税制度が廃止されました。</p> <p>○ 適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました。</p>	区 分	改正前	改正後	機械装置及び開発研究用器具備品	15%	12%	建物等及び構築物	8%	6%	<p>平28.4.1以後に取得等 をする特定機械装置等 について適用され、同日 前に取得等をした特定 機械装置等について は、従来どおり適用さ れます。</p> <p>平28.4.1前に開始した 事業年度分の法人税に ついては、従来どおり 適用されます。なお、 同日前に開始した事業 年度において控除しき れなかった金額につい ては、同日以後に開始 する事業年度において 調整前法人税額から控 除することができませ ん。</p> <p>連結子法人が連結納税 の承認を取り消された 場合におけるその連結 子法人の取消日前5年 以内に開始した各連結 事業年度のうち平28. 4.1前に開始した連結 事業年度において税額 控除された金額につい ては、従来どおり適用 されます。</p> <p>—</p>
区 分	改正前	改正後									
機械装置及び開発研究用器具備品	15%	12%									
建物等及び構築物	8%	6%									
(4) 特定中小企業者等が 経営改善設備を取得し た場合の法人税額の特 別控除 (措令27の12の3 ①六、旧措令27の12の3 ①六九)	○ 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償 却 (10ページⅢ3(4)参照) と同様の改正が行われました。	—									

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(5) 生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除 (旧措法42の12の5、68の15の6、旧措令27の12の5、39の47、旧措規20の10、改正法附則91、114)</p>	<p>○ 本制度は適用期限をもって廃止されました。なお、適用期限は次のとおりです。</p> <p>イ 税額控除率の上乗せ措置 平成28年3月31日</p> <p>ロ イ以外の措置 平成29年3月31日</p>	<p>平28.4.1前に取得等をした特定生産性向上設備等については、従来どおり適用されます。</p> <p>平29.4.1前に取得等をした特定生産性向上設備等については、従来どおり適用されます。</p>

V 引当金・準備金制度に関する改正

○ 引当金・準備金制度に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等									
<p>(1) 海外投資等損失準備金 (措法55①⑨、68の43①⑧、改正法附則93①、116①)</p> <p>(措法55②、68の43②)</p> <p>(措法55①、68の43①)</p>	<p>○ 資源探鉱事業法人及び資源探鉱投資法人の特定株式等に係る準備金積立率が70% (改正前90%) に引き下げられました。</p> <p>○ 資源開発事業法人及び資源探鉱事業法人の範囲が明確化されました。</p> <p>○ 適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平28.4.1以後に取得する特定株式等について適用され、同日前に取得した特定株式等については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p> <p>—</p>									
<p>(2) 金属鉱業等鉱害防止準備金 (措法55の5①⑦、68の44①⑥、改正法附則85)</p> <p>(措法55の5①、68の44①)</p>	<p>○ 準備金積立率が80% (改正前100%) に引き下げられました。</p> <p>○ 適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平28.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>									
<p>(3) 特定災害防止準備金 (措法56①⑦、68の46①⑥、改正法附則85)</p> <p>(措法56①、68の46①)</p>	<p>○ 積立限度額について、独立行政法人環境再生保全機構に維持管理積立金として積み立てた金額のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律の通知する額に相当する金額であることが明確化されました。</p> <p>○ 適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平28.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>									
<p>(4) 新幹線鉄道大規模改修準備金 (旧措法56、68の48、旧措令32の5、39の76、旧措規21の7、22の49、改正法附則93②、116②、改正措令附則18、31、改正措規附則21、26)</p>	<p>○ 本制度は廃止されました。</p>	<p>平28.4.1前に全国新幹線鉄道整備法の指定を受けた法人のその指定に係る新幹線鉄道大規模改修準備金については、従来どおり適用されます。</p>									
<p>(5) 保険会社等の異常危険準備金 (措令33の2⑬⑱、39の83⑬⑱、改正措令附則13)</p> <p>(措令33の2⑲⑳、39の83⑲⑳)</p>	<p>○ 火災共済の洗替保証限度率等が次のとおり引き下げられました。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #FFFF00;"> <th style="padding: 5px;">火災共済の種類</th> <th style="padding: 5px;">改正前</th> <th style="padding: 5px;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">火災等共済組合の行う共済</td> <td style="padding: 5px;">60%</td> <td style="padding: 5px;">45%</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">再共済を行う協同組合連合会の行う共済</td> <td style="padding: 5px;">75%</td> <td style="padding: 5px;">60%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 火災保険等及び火災共済に係る特例積立率について、適用期限が平成31年3月31日まで3年延長されました。</p>	火災共済の種類	改正前	改正後	火災等共済組合の行う共済	60%	45%	再共済を行う協同組合連合会の行う共済	75%	60%	<p>平28.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
火災共済の種類	改正前	改正後									
火災等共済組合の行う共済	60%	45%									
再共済を行う協同組合連合会の行う共済	75%	60%									

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(6) 探鉱準備金又は海外探鉱準備金（措法58③、68の61③、措令34⑭、39の88⑬、措規21の15⑥、22の59⑥、改正法附則85）</p> <p>（措法58④、68の61④、改正法附則94、117）</p> <p>（措法58①②、68の61①②）</p> <p>（措令34⑩一、39の88⑨一、改正措令附則19、32①）</p> <p>（措令34⑩四、39の88⑨四、改正措令附則19、32①）</p>	<p>○ 新鉱床探鉱費の範囲から長期の資金の貸付けが除外されました。</p> <p>○ 積立事業年度終了の日の翌日から5年（改正前3年）を経過した準備金の金額について、取り崩すこととされました。</p> <p>○ 適用期限が平成31年3月31日まで3年延長されました。</p> <p>○ 海外自主開発法人の要件について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 「国内鉱業者等から20%以上かつ国内鉱業者等及び共同出資法人から25%以上の出資又は長期の資金の貸付けを受けていること」という要件について、国内鉱業者等からの長期の資金の貸付けが除外されました。</p> <p>ロ 「その国内鉱業者等の役員及びその国内鉱業者等又はその子会社の技術者が派遣されていること」という要件について、役員に業務を執行する役員として派遣されているその国内鉱業者等の重要な使用人が加えられるとともに、技術者から重要な使用人が除外されました。</p>	<p>平28.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>平28.4.1以後に開始する事業年度において積み立てる探鉱準備金又は海外探鉱準備金について適用され、同日前に開始した事業年度において積み立てた探鉱準備金又は海外探鉱準備金については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p> <p>平28.4.1以後に認定を受ける外国法人について適用され、同日前に認定を受けた外国法人については、従来どおり適用されます。</p> <p>同 上</p>
<p>(7) 農業経営基盤強化準備金（措法61の2①③⑦、68の64①③⑦、改正法附則85）</p>	<p>○ 農地法の改正により農業生産法人の名称変更等が行われたことに伴い、所要の整備が行われました。</p>	<p>—</p>

VI 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する改正

○ 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(1) 土地の譲渡等がある場合の特別税率（措令38の4⑩三口、改正措令附則1七）</p>	<p>○ 適用が除外される棚卸資産の譲渡の範囲について、防災街区計画整備組合が第一種市街地再開発事業を行う場合における権利変換により取得する個別利用区内の宅地の譲渡が追加されました。</p>	<p>本制度は、平10.1.1から平29.3.31までの間の土地の譲渡等については適用しないこととされています。</p>
<p>(2) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（措令39⑦、改正措令附則1七、22①）</p> <p>（措令39⑧一、改正措令附則1七、22②）</p>	<p>○ 第一種市街地再開発事業が施行された場合において、個別利用区内の宅地への権利変換を希望しない旨の申出に基づき補償金を取得するときのやむを得ない事情が定められました。</p> <p>○ 収用等による譲渡があったものとみなされるものから除かれる一定の補償金を取得する第一種市街地再開発事業の施行者である再開発会社の株主又は社員について、その指定宅地又はその使用収益権を有する者が除外されました。</p>	<p>改正都市再生特別措置法（平28.4.28現在審議中）の施行の日以後に補償金を取得する場合について適用され、同日前に補償金を取得した場合については、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p>
<p>(3) 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（措法65①⑦⑧、68の72⑦⑧、措令39の2⑩～⑫、39の100⑧、改正法附則1十四、97②③、120②③）</p>	<p>○ 第一種市街地再開発事業が施行された場合において、その資産に係る権利変換により個別利用区内の宅地等を取得するときが追加される等の見直しが行われました。</p>	<p>改正都市再生特別措置法（平28.4.28現在審議中）の施行の日以後に行う資産の譲渡について適用され、同日前に行った資産の譲渡については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(4) 農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除（措法65の5①、68の76①）</p>	<p>○ 農地法の改正により農業生産法人の名称変更等が行われたことに伴い、所要の整備が行われました。</p>	<p>—</p>
<p>(5) 特定の資産の買換えの場合の課税の特例（措令39の7⑤一、改正措令附則1七、22③）</p> <p>（措令39の7⑦四五、39の106②三四）</p>	<p>○ 既成市街地等内における市街地再開発事業による買換えにおける対象資産について、都市再開発法の改正により第一種市街地再開発事業において設定されることとなる個別利用区内の宅地については、再開発会社が取得するものを含めないこととされました。</p> <p>○ 収用換地等により代替資産を取得した場合の所有期間の引継措置について、市街地再開発事業による権利変換に伴い個別利用区内の権利を取得する場合等が追加されました。</p>	<p>改正都市再生特別措置法（平28.4.28現在審議中）の施行の日以後に取得等をする資産について適用され、同日前に取得等をした資産については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>

VII 国際課税に関する改正

○ 国際課税に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(1) 課税所得の範囲の変更等の特例 (法10の3④、法令14の11⑦、改正法附則23)</p>	<p>○ 外国法人(過去に恒久的施設を有していた外国法人に限ります。)が適格合併等により恒久的施設を有することとなった場合には、その外国法人が過去に有していた恒久的施設に係る欠損金の繰越控除の適用等を認めない旨が明確化されました。</p>	<p>恒久的施設を有しない外国法人が平28.4.1以後に恒久的施設を有することとなる場合について適用されます。</p>
<p>(2) 外国税額の控除 (法令141の2、155の27の2)</p> <p>(法令141の3①、155の27の3①)</p> <p>(法69④八、旧法令145の6①)</p>	<p>○ 国外所得金額の計算について、次のとおり規定が明確化されました。</p> <p>イ 国外所得金額(国外事業所等帰属所得に係る所得の金額とその他の国外源泉所得に係る所得の金額の合計額)が零を下回る場合には、零である旨</p> <p>ロ 国外事業所等帰属所得に係る所得の金額が零を下回る場合には、その下回る金額である旨</p> <p>○ 国外源泉所得である国外で業務を行う者に対する貸付金の利子の範囲について、短期売掛債権に係る利子を除外しないこととされました。</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>
<p>(3) 国外関係者との取引に係る課税の特例等 (措法66の4⑥～⑫、66の4の3④～⑦⑭、67の18③～⑥⑬、68の88⑥～⑫、68の107の2③～⑥⑬、措令39の12⑩⑫、39の12の3②、39の33の4①、39の112⑩⑪、39の126の4①、措規22の10、22の10の3、22の19の4、22の74、22の83、改正法附則1六八、98①～④、103、121、126)</p> <p>(措法66の4の4、措令39の12の4、措規22の10の4、改正法附則98⑤、改正措令附則23)</p>	<p>○ 移転価格税制等に係る文書化制度について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類(ローカルファイル)</p> <p>国外関連取引に係る独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類を確定申告書の提出期限までに作成・取得し、原則として、7年間保存しなければならないこととする(同時文書化義務)等の所要の措置が講じられました。</p> <p>なお、法人がその事業年度の前事業年度等において一の国外関係者との間で行った国外関連取引の取引金額が50億円未満である場合等には、その法人がその事業年度においてその一の国外関係者との間で行った国外関連取引に係る独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類については、上記の同時文書化義務を免除することとされました。</p> <p>また、外国法人の内部取引に係る課税の特例、内国法人の国外所得金額の計算の特例、連結法人の連結国外所得金額の計算の特例に係る文書化制度についても、上記と同様の措置が講じられています。</p> <p>ロ 特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供</p> <p>特定多国籍企業グループの構成会社等である内国法人又はその構成会社等である恒久的施設を有する外国法人は、その特定多国籍企業グループの国別報告事項(構成会社等の事業が行われる国又は地域ごとの収入金額、税引前当期利益の額、納付税額その他一定の事項)を、各最終親会計年度終了の日の翌日から1年以内に、特定電子情報処理組織(e-Tax)を使用する方法により、税務署長に提供しなければならないこととする(注)等の措置が講じられました。</p> <p>(注) 特定多国籍企業グループの構成会社等である内国法人(最終親会社等又は代理親会社等に該当するものを除きます。)又はその構成会社等である恒久的施設を有する外国法人については、最終親会社等(代理親会社等を指定した場合には、代理親会社等)の居住地国の税務当局が国別報告事項に相当す</p>	<p>平29.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。</p> <p>平28.4.1以後に開始する最終親会計年度に係る国別報告事項について適用されます。</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(措法66の4の5、措規22の10の5、改正法附則98⑥)</p>	<p>る情報の提供を我が国に対して行うことができないと認められる一定の場合に限ります。</p> <p>ハ 特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項(マスターファイル)の提供 特定多国籍企業グループの構成会社等である内国法人又はその構成会社等である恒久的施設を有する外国法人は、その特定多国籍企業グループの事業概況報告事項(組織構造、事業の概要、財務状況その他一定の事項)を、各最終親会計年度終了の日の翌日から1年以内に、特定電子情報処理組織(e-Tax)を使用する方法により、税務署長に提供しなければならないこととする等の措置が講じられました。</p>	<p>平28.4.1以後に開始する最終親会計年度に係る事業概況報告事項について適用されます。</p>
<p>(4) 内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例(措法66の6③、68の90③、措令39の17⑤⑥⑬、39の117⑤⑥⑬、改正法附則99、122)</p> <p>(措令39の18①、39の118①、改正措令附則24、35)</p>	<p>○ 外国子会社合算税制について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 適用除外基準の適用方法について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>(イ) 特定保険外国子会社等(一の内国法人によってその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている特定外国子会社等で保険業法第219条第1項に規定する引受社員に該当するものをいいます。以下同じです。)の実体基準又は管理支配基準の判定について、その特定保険外国子会社等に係る特定保険協議者(その特定保険外国子会社等が行う保険の引受けについて保険契約の内容を確定するための協議を行う等の一定の要件を満たす特定外国子会社等をいいます。以下同じです。)がその本店所在地国において実体基準又は管理支配基準を満たしている場合には、その特定保険外国子会社等は実体基準又は管理支配基準を満たすものとされました。</p> <p>(ロ) 保険業を主たる事業とする特定外国子会社等である特定保険協議者の非関連者基準の判定について、その特定保険協議者とその特定保険協議者に係る特定保険外国子会社等との間で行う取引については、関連者取引に該当しないものとされました。</p> <p>ロ 特定外国子会社等の課税対象金額等に係る外国法人税の額の控除を行う場合における調整適用対象金額の計算について、調整適用対象金額の計算上加算することとされる特定外国子会社等が子会社(持株割合25%以上等の要件を満たす法人をいいます。)から受ける配当等の額等は、その特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税の課税標準に含まれるものに限ることとされました。</p>	<p>特定外国子会社等の平28.4.1以後に開始する事業年度の適用対象金額について適用され、同日前に開始した事業年度の適用対象金額については、従来どおり適用されます。</p> <p>特定外国子会社等の平28.4.1以後に開始する事業年度の調整適用対象金額について適用され、同日前に開始した事業年度の調整適用対象金額については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(5) 日台民間租税取決めに規定された内容の実施に係る国内法の整備(外国居住者等所得相互免除法7、改正法附則1五ロ、56④)</p>	<p>○ 外国(政令で台湾が指定される予定です。以下同じです。)との相互主義に基づき、その外国との間の二重課税の排除等をするため、次のとおり国内法の整備が行われました。</p> <p>イ 外国居住者等の所得に対する所得税又は法人税の非課税等</p> <p>(イ) 事業から生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税 外国居住者等(外国に住所を有する個人、その外国に本店等を有する法人又はこれらに準ずる者で、一定のもの(その外国の権限のある機関を含みます。)をいいます。以下同じです。)が有する事業から生ずる所得のうち国内事業所等に帰せられないもの等について、所得税又は法人税が非課税とされました。</p>	<p>適用開始日(注)以後に外国居住者等が支払を受けるべき対象事業所得又は対象事業所得に係る適用事業年度(適用開始日(注)以後に開始する事業年度をいいます。以下同じです。)</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(外国居住者等所得相互免除法15①⑱⑳～㉔、改正法附則1五口、56⑬⑭)</p> <p>(外国居住者等所得相互免除法15②㉑㉒～㉔、改正法附則1五口、56⑬⑭)</p> <p>(外国居住者等所得相互免除法19、改正法附則1五口、56⑲)</p> <p>(外国居住者等所得相互免除法14、改正法附則1五口、56①)</p> <p>(外国居住者等所得相互免除法32、改正法附則1五口)</p>	<p>(ロ) 配当等に対する所得税又は法人税の軽減又は非課税</p> <p>A 外国居住者等が支払を受ける一定の配当、利子又は使用料（以下「対象配当等」といい、次のBの措置の適用がある一定の利子を除きます。）について、所得税又は法人税の税額をその対象配当等の10%相当額に軽減することとされました。</p> <p>B 外国の権限のある機関等が支払を受ける一定の利子又は外国居住者等（外国の権限のある機関等を除きます。）が支払を受ける一定の利子（一定の金融機関によって保証された債務に係る債権等に係るものに限ります。）について、所得税又は法人税が非課税とされました。</p> <p>(注) 上記の措置は、対象配当等の支払を受ける外国居住者等の国内事業所等に帰せられるもの及び対象配当等の額が独立企業間価格を超える場合におけるその超える部分の金額に相当する部分については、適用されません。</p> <p>(ハ) 資産の譲渡により生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税 外国居住者等が有する資産の譲渡により生ずる所得（恒久的施設帰属所得又は国内資産譲渡所得のうち一定のもの及び工業所有権等の譲渡所得に限ります。）について、所得税又は法人税が非課税とされました。</p> <p>ロ 外国における移転価格課税に係る対応的調整 内国法人等がその外国関連者との間で行う取引の価格が独立企業間価格と異なることによりその内国法人等の所得が過大となる場合において、一定の事実につき国税庁長官の確認を受けたときは、その取引は独立企業間価格で行われたものとみなして課税所得を計算することとされました。</p> <p>ハ 国税庁長官の確認があった場合の更正の請求の特例 確定申告書の提出をした者等は、上記イ及びロの措置の適用等により課税標準等又は税額等の内容が異なることとなった場合において、一定の事実につき国税庁長官の確認があったときは、その確認の日の翌日から起算して2月以内に、更正の請求をすることができることとされました。</p> <p>ニ その他、所要の措置が講じられました。</p> <p>(注) イからニまでの措置の適用及び実施に関し必要な事項は政省令で定められる予定です。</p>	<p>分の法人税について適用されます。</p> <p>(注) 適用開始日とは、平28.3.31から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日の属する年の翌年1月1日（その政令で定める日が平29.1.1である場合には、同日）をいいます。以下同じです。</p> <p>適用開始日以後に外国居住者等が支払を受けるべき対象配当等又は対象配当等に係る適用事業年度分の法人税について適用されます。</p> <p>適用開始日以後に外国居住者等が支払を受けるべき利子又は利子に係る適用事業年度分の法人税について適用されます。</p> <p>適用開始日以後に外国居住者等が支払を受けるべき対象資産譲渡所得又は対象資産譲渡所得に係る適用事業年度分の法人税について適用されます。</p> <p>適用事業年度分の法人税について適用されます。</p> <p>同 上</p>

VIII その他の改正

1 役員給与の損金不算入制度の整備

〔制度の概要〕

法人がその役員に対して支給する給与(注)のうち次に掲げる給与のいずれにも該当しないものの額は、その法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととされています(旧法34①)。

(注) 次の給与を除きます。

- ① 退職給与
- ② 旧法第54条第1項《新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等》に規定する新株予約権による給与
- ③ ①及び②以外のもので使用人としての職務を有する役員に対して支給するその職務に対する給与
- ④ 法人が、事実を隠蔽し、又は仮装して経理をすることによりその役員に対して支給する給与

(1) 定期同額給与

その支給時期が1月以下の一定期間ごとである給与(以下「定期給与」といいます。)でその事業年度の各支給時期における支給額が同額であるもの(旧法34①一)

(2) 事前確定届出給与

その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与(定期同額給与及び利益連動給与(利益に関する指標を基礎として算定される給与をいいます。以下同じです。))を除きます。)で、定期給与を支給しない役員に対して支給する給与(同族会社に該当しない法人が支給するものに限り、)以外の給与にあっては納税地の所轄税務署長にその定めの内容に関する届出をしているもの(届出要件)(旧法34①二)

(3) 一定の利益連動給与

同族会社に該当しない法人がその業務を執行する一定の役員(以下「業務執行役員」といいます。)に対して支給する利益連動給与で次の要件を満たすもの(旧法34①三、旧法令69⑦⑩)

イ その算定方法が、その事業年度の利益に関する指標を基礎とした客観的なもので、次の要件を満たすものであること

- (イ) 確定額を限度としているものであり、かつ、他の業務執行役員に対して支給する利益連動給与に係る算定方法と同様のものであること
- (ロ) その事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から3月を経過する日までに、報酬委員会の決定その他適正な手続を経ていること
- (ハ) その内容が、上記(ロ)の決定又は手続の終了の日以後遅滞なく、有価証券報告書に記載されていること等一定の方法により開示されていること

ロ 上記イの利益に関する指標の数値が確定した後1月以内に支払われ、又は支払われる見込みであること

ハ 損金経理をしていること

〔改正の内容〕

(1) 届出要件を不要とする事前確定届出給与の追加

事前確定届出給与について、特定譲渡制限付株式(注1)及びその特定譲渡制限付株式に係る承継譲渡制限付株式(注2)による給与は、納税地の所轄税務署長への届出が不要とされました(法34①二)。

(注1) 特定譲渡制限付株式は、法第54条第1項に規定する特定譲渡制限付株式(30ページⅧ2〔創設された制度の概要〕の(1)参照)のうち、役員の職務につき株主総会等の決議(その職務の執行の開始の日から1月を経過する日までにされるものに限り、)によりその役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定め

(その決議の日から1月を経過する日までに、その職務につきその役員に生ずる債権の額に相当する特定譲渡制限付株式を交付する旨の定めに限ります。)をした場合におけるその定めに基づいて交付されるものに限ります(法令69②)。

(注2) 承継譲渡制限付株式とは、法第54条第1項に規定する承継譲渡制限付株式(30ページⅧ2〔創設された制度の概要〕の(2)参照)をいいます。

(2) 利益連動給与の算定指標の明確化

利益連動給与の算定指標について、次に掲げる指標(有価証券報告書に記載されるもので、利益に関するものに限ります。)とされました(法34①三イ、法令69⑧)。

イ その事業年度における有価証券報告書に記載されるべき利益の額

ロ 上記イに掲げる指標の数値にその事業年度における減価償却費の額、支払利息の額その他の有価証券報告書に記載されるべき費用の額を加算し、又はその指標の数値からその事業年度における受取利息の額その他の有価証券報告書に記載されるべき収益の額を減算して得た額

ハ 上記イ及びロに掲げる指標の数値の次に掲げる金額のうち占める割合又はその指標の数値をその事業年度における有価証券報告書に記載されるべき発行済株式(自己が有する自己の株式を除きます。)の総数で除して得た額

(イ) その事業年度における売上高の額その他の有価証券報告書に記載されるべき収益の額又はその事業年度における支払利息の額その他の有価証券報告書に記載されるべき費用の額

(ロ) 貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額

(ハ) 上記(ロ)に掲げる金額から貸借対照表に計上されている総負債(新株予約権に係る義務を含みます。)の帳簿価額を控除した金額

ニ 上記イからハまでに掲げる指標の数値がその事業年度前の事業年度のその指標に相当する指標の数値その他のその事業年度において目標とする指標の数値であって既に確定しているもの(以下「確定値」といいます。)を上回る数値又は上記イからハまでに掲げる指標の数値の確定値に対する比率

ホ 上記イからニまでに掲げる指標に準ずる指標

〔適用時期〕

平成28年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます(改正法附則21)。

2 譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例制度の創設

〔創設された制度の概要〕

法人が個人から役務の提供を受ける場合において、その役務の提供に係る費用の額につきその対価としてその法人又はその法人との間に一定の関係がある法人の特定譲渡制限付株式が交付されたとき(承継譲渡制限付株式が交付されたときを含みます。)は、その個人においてその役務の提供につき所得税法その他所得税に関する法令の規定によりその個人の給与所得その他の一定の所得の金額に係る収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額を生ずべき事由(以下「給与等課税事由」といいます。)が生じた日においてその役務の提供を受けたものとして、法人税法の規定を適用することとされました(法54①)。

ただし、その個人においてその役務の提供につき給与等課税事由が生じないときは、その役務の提供を受ける法人のその役務の提供を受けたことによる費用の額又はその役務の全部若しくは一部の提供を受けられなかったことによる損失の額は、損金の額に算入されません(法54②)。

(1) 適用対象となる特定譲渡制限付株式

本制度の対象となる特定譲渡制限付株式とは、その法人又はその法人との間に一定の関係(注1)がある法人の譲渡制限付株式(注2)であってその役務の提供の対価としてその個人に生ずる債権の給付と引換えにその個人に交付されるものその他その個人に給付されることに伴ってその債権が消滅する場合のその譲渡制限付株式をいいます(法54①)。

(注1) 一定の関係とは、譲渡制限付株式の交付の直前にその役務の提供を受ける法人と他の法人との間に他の法人がその役務の提供を受ける法人の発行済株式又は出資の全部を保有する関係があり、かつ、その交付の時からその譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間((注2)イ参照)終了の時までその関係が継続することが見込まれている場合におけるその関係をいいます(法令111の2①)。

(注2) 譲渡制限付株式とは、次の要件に該当する株式をいいます(法令111の2②)。

イ 譲渡(担保権の設定その他の処分を含みます。)についての制限がされており、かつ、その譲渡についての制限に係る期間(譲渡制限期間といいます。以下同じです。)が設けられていること

ロ 法第54条第1項の個人から役務の提供を受ける法人又はその株式を発行し、若しくは同項の個人に交付した法人がその株式を無償で取得することとなる一定の事由(*)が定められていること

(*) 一定の事由とは、次の事由に限ります。

① その株式の交付を受けた個人が譲渡制限期間内の所定の期間勤務を継続しないこと又はその個人の勤務実績が良好でないことその他のその個人の勤務の状況に基づく事由

② 上記(注2)ロに掲げる法人の業績があらかじめ定めた基準に達しないことその他のこれらの法人の業績その他の指標の状況に基づく事由

(2) 適用対象となる承継譲渡制限付株式

本制度の対象となる承継譲渡制限付株式とは、合併によりその合併に係る被合併法人の特定譲渡制限付株式を有する者に対し交付されるその合併に係る合併法人の譲渡制限付株式その他の一定の譲渡制限付株式をいいます(法54①、法令111の2③)。

(3) 給与所得その他の一定の所得

給与所得その他の一定の所得とは、所得税法に規定する給与所得、事業所得、退職所得及び雑所得をいいます(法令111の2④)。

申告に当たっての注意点

本制度の適用がある場合には、その事業年度の確定申告書に、特定譲渡制限付株式の一株当たりの交付の時の価額、交付数、その事業年度において譲渡についての制限が解除された数その他その特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式の状況に関する明細書を添付する必要があります(法54③)。

〔適用時期〕

平成28年4月1日以後にその交付に係る決議(その決議が行われない場合には、その交付)をする特定譲渡制限付株式及び承継譲渡制限付株式について適用されます(改正法附則24)。

3 その他

○ その他、法人税に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(1) 適格組織再編成における株式の保有関係等 (法令4の3④⑧⑫、改正法令附則3)</p> <p>(法令4の3⑧、改正法令附則3)</p> <p>(法令4の3⑮二、⑳二、改正法令附則3)</p>	<p>○ 組織再編税制における適格要件について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 共同で事業を営むための新設合併、新設分割又は株式移転に係る適格要件のうち株主等の数が50人以上である場合の株式継続保有要件の判定について、明確化されました。</p> <p>ロ 共同で事業を営むための適格分割型分割の要件について、分割法人の全てが資本又は出資を有しない法人である場合には株式継続保有要件を除外して判定することとされました。</p> <p>ハ 共同で事業を営むための適格株式交換等の要件のうち役員継続要件について、その株式交換等前の株式交換完全子法人等の特定役員がその株式交換等に伴って退任をするものでないこととされました。</p>	<p>平28.4.1以後に行う合併等について適用され、同日前に行った合併等については、従来どおり適用されます。</p> <p>平28.4.1以後に行う分割について適用され、同日前に行った分割については、従来どおり適用されます。</p> <p>平28.4.1以後に行う株式交換等について適用され、同日前に行った株式交換等については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(2) 分割型分割の定義(法22の九イ、改正法附則22①)</p>	<p>○ 分割型分割の範囲について、分割により分割対価資産の全てが分割法人の株主等に直接に交付されるものが追加されました。</p>	<p>平28.4.1以後に行われる分割について適用され、同日前に行われた分割については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(3) 適格現物出資の定義(法22の十四、法令4の3⑨、改正法附則22②)</p> <p>(法22の十四、法令4の3⑩⑪、改正法附則22②)</p>	<p>○ 適格現物出資の対象となる現物出資の範囲について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 外国法人に国内資産等の移転を行う現物出資のうちその国内資産等の全部がその外国法人の恒久的施設に属するものが追加されました。ただし、移転する国内資産等に国内不動産等の一定の国内源泉所得を生ずべき資産が含まれる場合には、その資産について現物出資後に内部取引を行わないことが見込まれているものに限られます。</p> <p>ロ 次の現物出資が除外されました。 (イ) 外国法人が他の外国法人に国外資産等の移転を行う現物出資のうちその国外資産等の全部又は一部が他の外国法人の恒久的施設に属するもの (ロ) 内国法人が外国法人に特定国外資産等(その現物出資の日以前1年以内に内部取引等により国外資産等となった資産(現金、預貯金、棚卸資産(国内にある不動産等を除きます。)及び有価証券を除きます。)をいいます。)の移</p>	<p>平28.4.1以後に行われる現物出資について適用され、同日前に行われた現物出資については、従来どおり適用されます。なお、被現物出資法人の同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度の同日からその事業年度終了の日までの間に行われる現物出資についても従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
	<p>転を行う現物出資のうち、その特定国外資産等の全部又は一部がその外国法人の恒久的施設に属しないもの</p>	
<p>(4) 収益事業の範囲 (法令5①一、改正法令附則2)</p> <p>(法令5①二ホ、改正法令附則1二、4)</p>	<p>○ 公益法人等の収益事業の範囲について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が原蚕種並びに桑の接穂及び苗木の生産及び配布の業務として行う物品販売業が収益事業から除外されました。</p> <p>ロ 民間都市開発推進機構が参加業務として行う不動産販売業及び不動産貸付業を収益事業から除外する措置における支援限度額の算定対象となる施設に都市再生特別措置法の整備計画に記載された国際競争力強化施設が追加されました。</p>	<p>平28.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>改正都市再生特別措置法(平28.4.28現在審議中)の施行の日以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(5) 寄附金の損金不算入 (昭40大蔵省告示第154号、平28財務省告示第93号)</p>	<p>○ 義務教育学校を設置する学校法人に対する寄附金について、小学校及び中学校を設置する学校法人に対する寄附金と同様に、指定寄附金等の対象とされました。</p>	<p>平28.4.1以後に支出する寄附金について適用されます。</p>
<p>(6) 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入 (旧法令79四、改正法令附則7①)</p> <p>(法令79六、法規24の2、改正法令附則7②)</p> <p>(旧法令79七、改正法令附則7①)</p>	<p>○ 対象となる国庫補助金等の範囲について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に基づく独立行政法人空港周辺整備機構等の補助金が除外されました。</p> <p>ロ 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に基づく独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の助成金で一定の鉄道施設等の整備に係るものが追加されました。</p> <p>ハ 電波法に基づく指定周波数変更対策機関の給付金が除外されました。</p>	<p>平28.4.1前に交付を受けた補助金については、従来どおり適用されます。</p> <p>平28.4.1以後に交付を受ける助成金について適用されます。</p> <p>平28.4.1前に交付を受けた給付金については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(7) 貸倒引当金勘定への繰入限度額 (法令96④三、改正法令附則1一、8)</p>	<p>○ 対象となる法人の範囲について、株式会社日本貿易保険が追加されました。</p>	<p>平29.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。</p>
<p>(8) 有価証券の取得価額 (法令119①九ロ、十一ロ、改正法令附則9)</p>	<p>○ 適格株式交換等により取得をした株式交換完全子法人等の株式の取得価額について、株主が50人以上である株式交換完全子法人等の場合には、その株式交換完全子法人等の前期期末時における簿価純資産価額にその前期期末時からその適格株式交換等の直前の時までの資本金等の額等の増減を調整したものとすることとされました。</p>	<p>平28.4.1以後に行われる株式交換等により取得をする株式交換完全子法人等の株式について適用され、同日前に行われた株式交換等に</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
		より取得をした株式交換完全子法人等の株式については、従来どおり適用されます。
(9) 公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算（法64の4③、法令131の5①⑩～⑬、法規27の16の4②、改正法附則1十イ）	○ 課税対象となる累積所得金額から控除する金額等の範囲について、その移行する法人が医療法の救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画に係る認定を受けた医療法人である場合のその業務の実施に必要な救急医療等確保事業用資産の取得価額の見積額の合計額が追加されました。	医療法の一部を改正する法律（平成27年法律第74号）の施行の日（平28.9.1）から施行されます。
(10) 地方法人税の税率（地方法10①、11、改正法附則30①）	○ 各課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税の税率が10.3%（改正前4.4%）に引き上げられました。	平29.4.1以後に開始する課税事業年度の地方法人税について適用され、同日前に開始した課税事業年度の地方法人税については、従来どおり適用されます。
(11) 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除（措法59④、68の62④、改正法附則85） (措令35②、39の89①、改正措令附則13、32②)	○ 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の額のうち海外探鉱法人出資の額が含まれている場合には、その海外探鉱法人出資について、海外投資等損失準備金制度と重複して適用できないこととされました。 ○ 青色欠損金等のうちに控除できない金額があることにより生じた所得金額については、控除対象外とされました。	平28.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。 同 上
(12) 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例（旧措法61、68の63の2、旧措令37、39の90の2、改正法附則1十一、95、118）	○ 本制度は廃止されました。	平28.4.1前に指定を受けた法人の適用事業年度分の法人税及び指定の取消日を含む事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(13) 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例（措法61、68の63の2、措令37、39の90の2、改正法附則1十一）	○ 青色申告書を提出する内国法人で各事業年度終了の日において国家戦略特別区域法の特定事業を実施する一定の法人に該当するもの（注1）が、その各事業年度（注2）において、国家戦略特別区域内において行われる特定事業に係る所得の金額として一定の金額を有する場合には、その金額の20%相当額の所得控除ができることとされました。なお、次の規定の適用を受ける事業年度においては、本制度は適用されません。 ・ 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除（措法42の10①②） ・ 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除（措法42の11①②） ・ 沖縄の認定法人の所得の特別控除（措法60） （注1） 改正国家戦略特別区域法の施行の日から平成30年3月31日までの間に国家戦略特別区域法の指定を受けたものに限りします。 （注2） その内国法人の設立の日から同日以後5年を経過する日までの期間内に終了する各事業年度等に限りします。	改正国家戦略特別区域法（平28.4.28現在審議中）の施行の日から施行されます。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(14) 交際費等の損金不算入（措法61の4①、68の66①）	○ 適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました。	—
(15) 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用（措法66の13①、68の98①）	○ 適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました。	—
(16) 社会保険診療報酬の所得の計算の特例（措法67①、68の99①、措令39の24の2①、39の122の2①、改正法附則1十ロ）	○ 対象となる事業年度について、特定公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算の特例の適用を受けた医療法人の救急医療等確保事業に係る業務を実施する一定の事業年度が除外されました。	医療法の一部を改正する法律（平成27年法律第74号）の施行の日（平成28.9.1）から施行されます。
(17) 農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例（措法67の3①⑤⑦⑧、68の101①）	○ 農地法の改正により農業生産法人の名称変更等が行われたことに伴い、所要の整備が行われました。	—
(18) 中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例（措法67の5の2①、68の102の3①、改正法附則102、125） （措令39の28の2①、39の124の2①、措規22の17の2①、22の80①、改正措令附則25、36、改正措規附則23、28） （措法67の5の2①、68の102の3①）	○ 対象となる中小企業者の範囲について、金融機関から受けた事業資金の貸付けに係る債務の弁済の負担を軽減するため、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の施行の日（平成21年12月4日）から平成28年3月31日までの間に条件の変更を受けたものに限定されました。 ○ 確定申告書に添付すべき書類について、再建計画に係る計画書の記載事項から再生債権の取得対価の額を除外するとともに、第三者による確認書類の記載事項に再生債権の取得対価の額が適正であることを確認した旨が追加されました。 ○ 適用期限が平成31年3月31日まで3年延長されました。	平28.4.1以後に再生計画認可の決定があったことに準ずる事実が生ずる場合について適用され、同日前に再生計画認可の決定があったことに準ずる事実が生じた場合については、従来どおり適用されます。 同 上 —
(19) 投資法人に係る課税の特例（措令39の32の3⑧、改正措令附則13） （措令39の32の3⑩、改正措令附則13）	○ 特定の資産の割合が総資産の50%を超えていることとする要件について、次のとおり見直しが行われました。 イ 特定の資産のうち匿名組合契約等に係る権利について、主として有価証券、不動産等に対する投資として運用することを約するものに限定されました。 ロ 特定の資産の範囲に再生可能エネルギー発電設備を含めることができる期間について、再生可能エネルギー発電設備を最初に賃貸の用に供した日から20年（改正前10年）以	平28.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。 同 上

改正事項	改正の内容	適用時期等
(措規22の19②⑦、改正措規附則24)	<p>内に終了する各事業年度とされました。</p> <p>○ 投資法人の支払配当等の額が配当可能利益の額の90%を超えていることとする要件における配当可能利益の額について、原則として純資産控除項目の額のうち前期繰越利益の額を超える部分の金額を控除する等の調整措置が講じられました。</p>	<p>平28.4.1以後に支払う配当等の額に係る事業年度（以下「適用事業年度」といいます。）分の法人税について適用され、同日前に支払った配当等の額に係る事業年度（適用事業年度を除きます。）分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(20) 農業協同組合等の合併に係る課税の特例（旧措法68の2一、改正法附則104）</p> <p>（措法68の2）</p>	<p>○ 対象となる合併について、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併が除外されました。</p> <p>○ 適用期限が平成31年3月31日まで3年延長されました。</p>	<p>平28.4.1前に行われた合併については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
<p>(21) 特定投資信託に係る受託法人の課税の特例（措令39の35の3⑥、改正措令附則13）</p>	<p>○ 上記(19)イと同様の改正が行われました。</p>	<p>上記(19)イの適用時期等と同じとなります。</p>

第2編 震災特例法に関する改正

○ 震災特例法に関して、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等																												
<p>(1) 復興産業集積区域等において機械等を取扱った場合の特別償却又は法人税額の特別控除（震災特例法17の2①④一、25の2①④一、改正法附則137、143①）</p> <p>（震災特例法17の2②④二、25の2②④二、改正法附則137、143①）</p> <p>（震災特例法令17の2①、22の2①、震災特例法規6の2の2①、改正震災特例法令附則4、6）</p> <p>（震災特例法17の2①一、25の2①一）</p>	<p>○ 復興産業集積区域に係る措置について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 特別償却率が次のとおり引き下げられました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>平28.4.1～ 平31.3.31に取得等</th> <th>平31.4.1～ 平33.3.31に取得等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置</td> <td>即時償却</td> <td>50%</td> <td>34%</td> </tr> <tr> <td>建物等及び構築物</td> <td>25%</td> <td>25%</td> <td>17%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注） 福島県又は福島県の区域内の市町村の認定地方公共団体の指定を受けた法人が取得等をしてその認定に係る復興産業集積区域内において産業集積事業の用に供したものについては、引き続き、即時償却又は25%の特別償却率が適用されます。</p> <p>ロ 税額控除率が次のとおり引き下げられました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>平28.4.1～ 平31.3.31に取得等</th> <th>平31.4.1～ 平33.3.31に取得等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置</td> <td>15%</td> <td>15%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>建物等及び構築物</td> <td>8%</td> <td>8%</td> <td>6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注） 福島県又は福島県の区域内の市町村の認定地方公共団体の指定を受けた法人が取得等をしてその認定に係る復興産業集積区域内において産業集積事業の用に供したものについては、引き続き、15%又は8%の税額控除率が適用されます。</p> <p>ハ 建築物整備事業の用に供する建物等の範囲について、地域の活力の再生及び地域住民の生活の利便性の確保に資する事業の用に供するもので次の要件のいずれかを満たすものが追加されました。</p> <p>(イ) 延べ面積が750㎡以上であること</p> <p>(ロ) 公共施設の用に供される土地の面積の割合が30%以上であること</p> <p>(ハ) 居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額が2,500万円以上であること</p> <p>ニ 適用期限が平成33年3月31日まで5年延長されました。</p>	区 分	改正前	改正後		平28.4.1～ 平31.3.31に取得等	平31.4.1～ 平33.3.31に取得等	機械装置	即時償却	50%	34%	建物等及び構築物	25%	25%	17%	区 分	改正前	改正後		平28.4.1～ 平31.3.31に取得等	平31.4.1～ 平33.3.31に取得等	機械装置	15%	15%	10%	建物等及び構築物	8%	8%	6%	<p>平28.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p> <p>—</p>
区 分	改正前			改正後																										
		平28.4.1～ 平31.3.31に取得等	平31.4.1～ 平33.3.31に取得等																											
機械装置	即時償却	50%	34%																											
建物等及び構築物	25%	25%	17%																											
区 分	改正前	改正後																												
		平28.4.1～ 平31.3.31に取得等	平31.4.1～ 平33.3.31に取得等																											
機械装置	15%	15%	10%																											
建物等及び構築物	8%	8%	6%																											
<p>(2) 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除（震災特例法17の3①、25の3①、改正法附則1）</p>	<p>○ 平成31年4月1日以後に指定を受けた法人の税額控除率が7%（改正前10%）に引き下げられました。</p> <p>（注） 福島県又は福島県の区域内の市町村の認定地方公共団体の指定を受けた法人がその認定に係る復興産業集積区域内に所在する産業集積事業所に勤務する被災雇用者等に支給する給与等の額については、引き続き、10%の税額控除率が適用されます。</p>	<p>平28.4.1から施行されます。</p>																												

<p>(震災特例法17の3①、25の3①)</p>	<p>○ 適用期限が平成33年3月31日まで5年延長されました。</p>	<p>—</p>												
<p>(3) 復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等(震災特例法17の5①、25の5①、改正法附則138、144)</p> <p>(震災特例法17の5①、25の5①)</p>	<p>○ 特別償却率が次のとおり引き下げられました。</p> <table border="1" data-bbox="475 331 1142 501"> <thead> <tr> <th rowspan="2">改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>平28.4.1～ 平31.3.31に取得等</th> <th>平31.4.1～ 平33.3.31に取得等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>即時償却</td> <td>50%</td> <td>34%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 福島県又は福島県の区域内の市町村の認定地方公共団体の指定を受けた法人が取得等をしてその認定に係る復興産業集積区域内において開発研究の用に供したのものについては、引き続き、即時償却が適用されます。</p> <p>○ 適用期限が平成33年3月31日まで5年延長されました。</p>	改正前	改正後		平28.4.1～ 平31.3.31に取得等	平31.4.1～ 平33.3.31に取得等	即時償却	50%	34%	<p>平28.4.1以後に取得等をする開発研究用資産について適用され、同日前に取得等をした開発研究用資産については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>				
改正前	改正後													
	平28.4.1～ 平31.3.31に取得等	平31.4.1～ 平33.3.31に取得等												
即時償却	50%	34%												
<p>(4) 被災代替資産等の特別償却(震災特例法18①、26①、旧震災特例法令18四～六、23五、改正法附則139、145、改正震災特例法令5、7)</p> <p>(震災特例法18①、26①、改正法附則139、145)</p> <p>(震災特例法18①、26①)</p> <p>(震災特例法18①、26①)</p>	<p>○ 対象資産について、非自航作業船、航空機、二輪の小型自動車、検査対象外軽自動車、小型特殊自動車、原動機付自転車及び鉄道車両が除外されました。</p> <p>○ 特別償却率が次のとおり引き下げられました。</p> <table border="1" data-bbox="475 1093 1142 1317"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物等又は構築物 (増築部分を含みます。)</td> <td>15% (18%)</td> <td>10% (12%)</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>30% (36%)</td> <td>20% (24%)</td> </tr> <tr> <td>船舶又は 車両運搬具</td> <td>30% (36%)</td> <td>20% (24%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 表中の括弧書の償却率は、中小企業者等である場合に適用されます。なお、中小企業者等とは、9ページⅢ2【制度の概要】の(注1)と同じです。以下(5)において同じです。</p> <p>○ 実質的に事業又は居住の用に供することができなくなった建物等又は構築物の敷地について、対象区域であることが明確化されました。</p> <p>○ 適用期限が平成31年3月31日まで3年延長されました。</p>	区 分	改正前	改正後	建物等又は構築物 (増築部分を含みます。)	15% (18%)	10% (12%)	機械装置	30% (36%)	20% (24%)	船舶又は 車両運搬具	30% (36%)	20% (24%)	<p>平28.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>同 上</p> <p>—</p> <p>—</p>
区 分	改正前	改正後												
建物等又は構築物 (増築部分を含みます。)	15% (18%)	10% (12%)												
機械装置	30% (36%)	20% (24%)												
船舶又は 車両運搬具	30% (36%)	20% (24%)												
<p>(5) 再投資等準備金(震災特例法18の3①②、26の3①⑥、震災特例法令18の3①、23の3①、改正法附則140、146)</p> <p>(震災特例法18の3③、26の3③)</p>	<p>○ 中小企業者等については、指定があった日を含む事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日までの間に取得等をした産業集積事業の用に供する減価償却資産の取得価額の合計額が5,000万円以上となった事業年度以後の各事業年度(その5,000万円以上となった事業年度からその指定があった日以後5年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度に限ります。)においても、適用できることとされました。</p> <p>○ 準備金の取崩期間が5年間(改正前10年間)に短縮されました。</p>	<p>平28.4.1以後に指定を受ける法人について適用され、同日前に指定を受けた法人については、従来どおり適用されます。</p> <p>平28.4.1以後に指定を受けた法人について適用されます。</p>												

<p>(震災特例法18の3①、26の3①)</p>	<p>○ 適用期限が平成33年3月31日まで5年延長されました。</p>	<p>—</p>
<p>(6) 被災市街地復興土地 区画整理事業等のために 土地等を譲渡した場合の 所得の特別控除の特例等 (震災特例法18の9②、 26の9②、改正法附則141、 147)</p> <p>(震災特例法18の9②、 26の9②)</p>	<p>○ 特定住宅被災市町村の区域内の土地等を地方公共団体等に譲渡した場合の2,000万円特別控除の対象となる事業について、地方公共団体等が行う東日本大震災からの復興のための事業であることが明確化されました。</p> <p>○ 適用期限が平成33年3月31日まで5年延長されました。</p>	<p>平28.4.1以後に行う土地等の譲渡について適用され、同日前行った土地等の譲渡については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
<p>(7) 特定の資産の買換え の場合の課税の特例(震災 特例法19①一、27①一、 改正法附則142①、148①)</p> <p>(震災特例法19①、20①、 21、27①、28①、29)</p>	<p>○ 被災区域である土地等又はその土地の区域内にある建物等若しくは構築物からの買換えに係る買換資産について、次に掲げる資産に限定されました。</p> <p>イ 東日本大震災復興特別区域法の特定被災区域内にある土地等又は特定被災区域内にある事業の用に供される減価償却資産</p> <p>ロ 被災区域である土地等又はその土地の区域内にある事業の用に供される減価償却資産</p> <p>○ 適用期限が平成33年3月31日まで5年延長されました。</p>	<p>平28.4.1以後に資産の譲渡をして同日以後に取得等をする資産等について適用され、同日前に資産の譲渡をした場合における同日前に取得等をした資産又は同日以後に取得等をする資産及び同日以後に資産の譲渡をする場合における同日前に取得等をした資産については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>